

## 訪問看護・介護予防訪問看護ご利用料金表(利用料5級地)

注: 下表の文言では、「訪問看護」との記載については、介護予防の場合は、「介護予防訪問看護」と読み替えて下さい。

R8.6.1~

1)基本となるご利用料金について				(利用者の負担割合は『負担割合証』に記載された割合となります)
訪問看護費				
□ 訪問看護	1割負担	2割負担	3割負担	看護師が、主治医の指示及び訪問看護計画書に、位置づけられた内容の指定訪問看護を行うのに必要とする時間で、所定の料金をお支払いいただきます。尚、20分未満の訪問看護は、20分以上の訪問看護を週1回以上含む場合に算定されます。
所要時間 20分未満	336 円	672 円	1008 円	
所要時間 20分以上30分未満	504 円	1008 円	1512 円	
所要時間 30分以上60分未満	881 円	1762 円	2642 円	
所要時間 60分以上90分未満	1207 円	2414 円	3621 円	
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合	315 円	629 円	944 円	
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 3回/日以上	284 円	567 円	851 円	
介護予防訪問看護				
□ 所要時間 20分未満	325 円	649 円	973 円	
所要時間 20分以上30分未満	483 円	965 円	1448 円	
所要時間 30分以上60分未満	850 円	1699 円	2549 円	
所要時間 60分以上90分未満	1167 円	2333 円	3499 円	
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 2回/日まで	304 円	608 円	912 円	
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 3回/日以上	151 円	302 円	453 円	

2)各種加算料金について

<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	7 円	13 円	20 円	訪問看護事業所として、勤続7年以上の職員が30%以上の配置他計画的な研修の実施など要件を満たしているため、指定訪問看護を行う毎に加算し、請求しております。
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	4 円	7 円	10 円	訪問看護事業所として、勤続3年以上の職員が30%以上の配置他計画的な研修の実施など要件を満たしているため、指定訪問看護を行う毎に加算し、請求しております。
<input type="checkbox"/> 初回加算(Ⅰ)	375 円	749 円	1124 円	病院、診療所等から退院した日に初回の訪問看護を行なった月に加算されます。
<input type="checkbox"/> 初回加算(Ⅱ)	321 円	642 円	963 円	初回の訪問看護を行なった月に加算されます。
<p>早朝・夜間・深夜訪問看護加算</p> <p>早朝・夜間・深夜に、指定訪問看護を行った場合に加算します。</p> <p>夜間18時～22時または、早朝6時～8時については、所定訪問看護費の1.25倍で料金を計算します。</p> <p>深夜22時～6時については、所定訪問看護費の1.5倍で料金を計算します。</p> <p>※緊急時訪問看護加算を算定している方に対する緊急訪問の場合は、対象外です。ただし、その月の2回目からの緊急訪問は対象となります。</p>				
<input type="checkbox"/> 口腔連携強化加算	54 円	107 円	161 円	口腔の評価した場合、同意を得て、歯科医療機関及びケアマネジャーに情報提供した場合
<input type="checkbox"/> 専門管理加算	268 円	535 円	803 円	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た事業所の緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を終了した看護師が実施に関する計画的な管理を行った場合に加算されます。
<input type="checkbox"/> 緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	642 円	1284 円	1926 円	1.利用者またはその家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある 2.緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に寄与する管理体制の整備が行われている
<input type="checkbox"/> 緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	615 円	1229 円	1843 円	1.利用者またはその家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある
<input type="checkbox"/> 特別管理加算 I	535 円	1070 円	1605 円	留置カテーテル・気管カニューレを使用している状態・在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
<input type="checkbox"/> 特別管理加算 II	268 円	535 円	803 円	人工肛門又は人工膀胱を設置している状態・真皮を越える褥瘡の状態・在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理 在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅酸素療法指導管理・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態
<input type="checkbox"/> ターミナルケア加算 (要介護者のみ対象)	2675 円	5350 円	8025 円	死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合に算定します。
<input type="checkbox"/> 長時間訪問看護加算	321 円	642 円	963 円	特別管理加算の対象の利用者に対し、90分以上の訪問看護を行った場合に算定します。
<input type="checkbox"/> 複数名訪問加算Ⅰ (30分未満)	272 円	544 円	816 円	利用者の身体的理由により、1人の看護師等による看護が困難と認められる場合等に加算算定します。(複数の看護師)
<input type="checkbox"/> (30分以上)	431 円	861 円	1291 円	
<input type="checkbox"/> 複数名訪問加算Ⅱ (30分未満)	215 円	430 円	645 円	利用者の身体的理由により、1人の看護師等による看護が困難と認められる場合等に加算算定します。(看護補助者)
<input type="checkbox"/> (30分以上)	340 円	679 円	1018 円	
<input type="checkbox"/> 看護・介護職員連携強化加算	268 円	535 円	803 円	訪問介護事業所の介護職員によるたんの吸引等の実施に対し、安全なサービス提供のための指導や連携等に対し加算されます。尚、介護予防は加算されません。
<input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算	642 円	1284 円	1926 円	退院前に病院で病棟の看護師たちと一緒に退院後について指導した後に初回の訪問看護を行った場合に加算(特別管理加算を算定している方は2回まで)
<input type="checkbox"/> 看護体制強化加算(Ⅰ)	589 円	1177 円	1766 円	<p>※算定要件等</p> <p>○次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1)算定日が属する月の前6月において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が50%以上であること。</p> <p>(2)算定日が属する月の前6月において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が20%以上であること。</p> <p>(3)算定日が属する月の前12月において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上であること(介護予防を除く)。</p> <p>(4)地域で連携し相互研修や実習生の受け入れ等を行い、能力向上や人材確保に貢献する取り組みを推進している。</p> <p>(5)訪問看護の提供に当たる従業者の総数に占める看護職員の割合が6割以上である。</p>
<input type="checkbox"/> 看護体制強化加算(Ⅱ)	214 円	428 円	642 円	<p>※算定要件等</p> <p>○次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1)算定日が属する月の前6月において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が50%以上であること。</p> <p>(2)算定日が属する月の前6月において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が20%以上であること。</p> <p>(3)算定日が属する月の前12月において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上であること(介護予防を除く)。</p> <p>(4)地域で連携し相互研修や実習生の受け入れ等を行い、能力向上や人材確保に貢献する取り組みを推進している。</p> <p>(5)訪問看護の提供に当たる従業者の総数に占める看護職員の割合が6割以上である。</p>
<input type="checkbox"/> 介護予防看護体制強化加算	107 円	214 円	321 円	<p>※算定要件等</p> <p>○次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1)算定日が属する月の前6月において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上であること。</p> <p>(2)算定日が属する月の前6月において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上であること。</p> <p>(3)地域で連携し相互研修や実習生の受け入れ等を行い、能力向上や人材確保に貢献する取り組みを推進している。</p> <p>(4)訪問看護の提供に当たる従業者の総数に占める看護職員の割合が6割以上である。</p>
<input checked="" type="checkbox"/> D to P with N (訪問看護遠隔診療補助料)	336 円	672 円	1008 円	オンライン診療の補助をした場合
<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員等処遇改善加算Ⅰ	算定単位の1.8%上乘せ			訪問看護職員の待遇を改善し、人材確保と質の高いサービス維持を図る目的

年 月 日から特別管理加算について同意しました。

利用者

身元保証人

#NAME?

<p>・延長料金 所用時間90分を超えて、サービス提供を希望される場合は超過料金を請求致します。 ・超えた時間の介護保険の10割実費</p>						
<p>・保険外サービス(8時30分から20時の時間のみ) 1時間30分まで介護保険料金の10割負担 1時間30分を超える場合30分毎に4,500円を加算 営業時間外については、1時間毎に1,000円を加算</p>						
<p>・エンゼルケアを行った場合 エンゼルケア料10,000円+物品代3,000円(+消費税)</p> <p>・領収証明書 1通につき 1,500円(+消費税)</p>						
<p>通常のサービス提供の実施地域を越えた地点からの距離の交通費</p> <table border="1"> <tr> <td>片道5km未満</td> <td>350円×2</td> </tr> <tr> <td>片道5km以上10km未満</td> <td>750円×2</td> </tr> <tr> <td>片道10km以上</td> <td>1,250円×2</td> </tr> </table>	片道5km未満	350円×2	片道5km以上10km未満	750円×2	片道10km以上	1,250円×2
片道5km未満	350円×2					
片道5km以上10km未満	750円×2					
片道10km以上	1,250円×2					